

# 大規模災害防災業務計画

平成 29 年 4 月 1 日施行  
一般社団法人 大分県建設業協会

# 目 次

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 2 条 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第 2 章 平常時からの備え

- 第 3 条 防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 4 条 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 5 条 関係機関との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第 6 条 連絡体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第 7 条 事業継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第 8 条 広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第 3 章 災害発生時の対応

- 第 9 条 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第 10 条 災害対策本部の業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第 11 条 災害対策本部の組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 12 条 災害発生時の行動・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 13 条 災害対応の実行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 14 条 被災地の支部への応援・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 15 条 隣接支部等への応援要請・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第 16 条 本部災害対策本部への応援要請・・・・・・・・・・ 4

## 第 4 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第 17 条 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・ 4

## 第 5 章 その他

- 第 18 条 防災対策連絡会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 附則

- 第 1 条 施行日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第 2 条 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 大規模災害防災業務計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この大規模災害防災業務計画（以下「本計画という。」）は、一般社団法人大分県建設業協会（以下「本協会」という。）が、災害対策基本法第2条第6号に基づく指定地方公共機関として、防災に関して取るべき措置を定め、大規模災害が発生した際の災害対応活動を円滑かつ適切に実施することを目的として定める。

### (基本方針)

第2条 本協会は、大規模災害が発生した際に、災害協定等に基づいて、緊急対応や復旧活動等を行うことにより、地域の安全・安心を確保することを重要な使命とする。

2 協会本部及び支部並びに協会員においては、平時から、災害時に施設や人員、機材等が適切に機能するように、万全の態勢を整えるとともに、災害が発生した場合は、災害対応活動が迅速かつ円滑に実施できるよう全力で取り組むものとする。

## 第2章 平常時からの備え

### (防災教育)

第3条 本協会は、関係機関等と連携して、事業継続計画（BCP）の策定や災害対応に関する講習会等を実施し、防災に関する専門知識の普及・啓発を行う。

### (防災訓練)

第4条 本協会は、県や市町村等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、本協会本部と各支部間の情報伝達訓練等を定期的 to 実施する。

### (関係機関との連携強化)

第5条 本協会は、災害時に、行政や防災関係機関等と連携して円滑かつ適切な災害対応活動が実施できるように、平時から積極的に関係機関との情報共有や連携強化に努める。

(連絡体制の確立)

第6条 協会本部及び支部は、平時から、情報の入手先や本部支部間の情報伝達ルートを確認するとともに、担当者や連絡先を記載した連絡表等を作成して、災害時の連絡体制の確立に努めるものとする。

(事業継続計画の策定)

第7条 協会本部及び支部並びに協会員は、大規模災害が発生した際に、人的、物的被害を最小限に抑え、早期に業務が可能となる状態に復帰させ、速やかに災害対応が行えるよう、事業継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

(広報活動)

第8条 本協会は、平常時より、災害時における地域建設業の役割や活動内容等について、広く県民に理解が深まるように、あらゆる機会を通して広報に努めるものとする。

### 第3章 災害発生時の対応

(災害対策本部の設置)

第9条 協会は、次に掲げる事項に該当する場合には、直ちに本部及び必要な支部に災害対策本部を設置する。

- (1) 大分県内において、地震や津波、豪雨等の災害により、広域にわたり大規模な被害が発生した場合、又はその恐れがある場合で、大分県災害対策本部が設置されたとき
- (2) 関係行政機関から災害協定等に基づく広域的な出動要請がなされた場合
- (3) その他会長が必要と認めた場合

(災害対策本部の業務)

第10条 本部に設置する災害対策本部（以下「本部災害対策本部」という。）は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 協会が行う災害対応の基本方針を決定すること
- (2) 支部や行政機関、関係機関等との連絡調整を行うこと
- (3) 行政や関係機関及び支部等から災害情報の収集を行うこと
- (4) 本協会だけでは対応が困難な場合に、他県の建設業協会及び全国建設業協会等に応援を要請すること
- (5) 協会が行う災害対応等の広報を行うこと

- 2 支部に設置する災害対策本部（以下「支部災害対策本部」という。）は、以下の業務を行うものとする。
- (1) 災害協定や関係機関からの要請等に基づいて支部が実施する災害対応の決定、調整を行うこと
  - (2) 支部管内の被災状況や会員の安否の把握を行うこと
  - (3) 協会本部災害対策本部や県土木事務所等の行政機関、関係機関等との連絡調整を行うこと

（災害対策本部の組織）

- 第 11 条 本部災害対策本部は、協会正副会長、専務理事及び本部事務局職員により組織し、本部長には会長が当たり、本部を統括して指揮監督する。
- 2 本部災害対策本部の副本部長は、副会長及び専務理事が当たり、本部長を補佐し、本部長が不在等の場合はその職務を代行する。
  - 3 支部災害対策本部は、正副支部長及び支部事務局職員で組織し、本部長には支部長が当たるものとする。

（災害発生時の行動）

- 第 12 条 本部災害対策本部及び支部災害対策本部の構成員は、大規模災害が発生した場合、又はその恐れのある場合は、速やかに本部が設置される施設に参集し、情報収集等の事前活動や本部の設置準備を行うものとする。
- 2 協会員においては、速やかに従業員の安否確認や施設の安全確保等に努めるとともに、支部災害対策本部等からの要請に応じて迅速に災害対応が行えるよう、必要な人員及び機材等を確保し、出動態勢を整えるものとする。

（災害対応の実行）

- 第 13 条 協会員等は、災害協定や本部及び支部災害対策本部が決定した方針等に基づいて、速やかに災害対応を実行するものとする。
- 2 上記の災害対応を行うにあたっては、二次災害の防止等安全確保に努めるものとし、災害現場等に関する新たな情報等を取得した場合は、支部災害対策本部に速やかに報告するものとする。

（被災地の支部への応援）

- 第 14 条 甚大な被害が発生し、被災地支部の対応だけでは、人員や機材等が不足する場合は、支部災害対策本部長は、隣接する支部長又は本部災害対策本部長に応援要請を行うものとする。

（隣接支部等への応援要請）

- 第 15 条 前条において、要請の内容が隣接の協会支部の応援で足りる場合や緊

急を要する場合は、被災地の支部災害対策本部長は、隣接する支部長等に対して、「大規模災害支部応援要請書」（様式1）により、直接、応援要請を行うものとする。

- 2 応援要請のあった支部長は、支部への応援が可能な場合は、本部災害対策本部長にその旨を報告し、速やかに人員や機材等の応援を行うものとする。

（本部災害対策本部への応援要請）

第16条 前条による応援のみならず、広域的な支援が必要な場合は、被災地の支部災害対策本部長は、本部災害対策本部長に対して、別紙「大規模災害本部応援要請書」（様式2）により、応援要請を行うものとする。

- 2 応援要請を受けた本部災害対策本部長は、直ちに各支部長もしくは他県の建設業協会長等に対して協力要請を行い、応援の内容や割振り等について調整・決定を行うものとする。
- 3 前項の決定を行った本部災害対策本部長は、応援要請のあった支部災害対策本部長に対し、支援内容を通知するものとする。

#### 第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

（南海トラフ地震防災対策推進計画）

第17条 本協会における、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条による「南海トラフ地震防災対策推進計画」に記すべき事項については、本計画及び別途策定する「大規模災害時行動マニュアル」等に定めるものとする。

#### 第5章 その他

（防災対策連絡会）

第18条 協会における防災に関する具体的な取組や情報共有を推進するため、支部長と本部事務局による防災対策連絡会を必要に応じて開催するものとする。

#### 附則

（施行日）

第1条 本計画は、平成29年4月1日より施行する。

（その他）

第2条 本計画に定めのないことについては、別途定めることとする。

様式 1 (支部→支部)

## 大規模災害支部応援要請書

( ) 支部長 殿

( ) 支部災害対策本部長

大規模災害防災業務計画第 15 条により、次のとおり応援要請を行います。

災害対応の状況			
応援要請の内容	人 員	職種区分	(人)
	資機材	資機材名	(台)
その他要請・ 連絡事項等			

様式 2 (支部→本部)

## 大規模災害本部応援要請書

本部災害対策本部長 殿

( ) 支部災害対策本部長

大規模災害防災業務計画第 16 条により、次のとおり応援要請を行います。

災害対応の状況			
応援要請の内容	人 員	職種区分	(人)
	資機材	資機材名	(台)
	その他要請・ 連絡事項等		